

# 内水面漁業権の免許内容

平成25年9月1日免許予定

宮崎県農政水産部水産政策課  
漁業・資源管理室

# 共同漁業權

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	関係地区
内第1号	第1種共同漁業	しじみ	1月1日から 12月31日まで	北川本流	北川本流。ただし、延岡市差水野町北川の鹿小路橋の橋脚下流端の線より下流の第5種共同漁業の区域とする。	1. 河川の維持管理その他保全国及び公共団体の行う事業の施工に当たっては、これをみだりに拒んではいない。	延岡市 (北浦町、 北川町、 北方町、 は除く。)
	第5種共同漁業	あゆ こい うなぎ ふな おいかわ やまめ もくずがに	6月1日から 12月31日まで  1月1日から 12月31日まで  3月1日から 9月30日まで  7月1日から 11月30日まで	北川本流 及び支流	北川本流及び支流。ただし、次の基点内第1号とイを結んだ線より上流の北川本流及び支流の区域とする。 イ 基点内第1号から249度58分に見る線が対岸と接した点(延岡市総合地方卸売市場入口前の、大武川に架かる黎明橋北端)	1. 敷設できるときは、あゆやなは、1統以内とする。 2. 河川の維持管理その他保全国及び公共団体の行う事業の施工に当たっては、これをみだりに拒んではいない。	延岡市 (北浦町、 は除く。)
内第2号	第5種共同漁業	あゆ こい うなぎ おいかわ やまめ にじます もくずがに	6月1日から 12月31日まで  1月1日から 12月31日まで  3月1日から 9月30日まで  4月1日から 1月31日まで  7月1日から 11月30日まで	祝子川本流 及び支流	祝子川本流及び支流。ただし、次の基点内第2号とイを結んだ線より上流の祝子川本流及び支流の区域とする。 基点内第2号 延岡市昭和町3丁目1730番地の3の十貫突端中央部 イ 基点内第2号から40度10分に見る線が対岸と接した点(祝子川左岸水門)	1. あゆやなは、禁止する。 2. 河川の維持管理その他保全国及び公共団体の行う事業の施工に当たっては、これをみだりに拒んではいない。	延岡市 (北浦町、 北方町、 は除く。)
	内第3号	第1種共同漁業  第5種共同漁業	あおのり しじみ  あゆ うなぎ おいかわ もくずがに	1月1日から 12月31日まで  6月1日から 12月31日まで  1月1日から 12月31日まで  7月1日から 11月30日まで	五ヶ瀬川本流	五ヶ瀬川本流。ただし、次の基点内第3号とハを結んだ線から上流の区域で、かつ、基点内第2号とイ及びロをそれぞれ結んだ線から下流の区域とする。 基点内第2号 延岡市昭和町3丁目1730番地の3の十貫突端中央部 イ 基点内第2号から40度10分に見る線が対岸と接した点(祝子川左岸水門) ロ 基点内第2号から151度16分に見る線が対岸と接した点(延岡市総合地方卸売市場大煙突) 基点内第3号 延岡市大武町730-2番地の標銀ハ 基点内第3号から188度39分に見る線が対岸と接した点(五ヶ瀬川右岸)	1. あゆやなは、禁止する。 2. 河川の維持管理その他保全国及び公共団体の行う事業の施工に当たっては、これをみだりに拒んではいない。

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	関係地区	
内第4号	第1共同漁業	あおのり しじみ	1月1日から 12月31日まで	五ヶ瀬川本流 及び派流	五ヶ瀬川本流及び派流。ただし、延岡市五ヶ瀬川及び大瀬川下流の橋脚の橋脚下流端の線より下流の第5種共同漁業権の漁場の区域内とする。	1. 河川の維持管理その他保全部の行ふ事業の施工に於いては、これをみない。拒んでならぬ。	延岡市 (北浦町、 北川町、 は除く。)	
		あおのり (かわのり)	6月1日から 11月30日まで	五ヶ瀬川支流	五ヶ瀬川支流。ただし、西臼杵郡高千穂町秋元川の不動ノ瀬橋の橋脚上流端の線より上流の第5種共同漁業権の漁場の区域内とする。	1. 河川の維持管理その他保全部のため、国及び公団の行ふ事業の施工に於いては、これをみない。拒んでならぬ。	西臼杵郡 高千穂町	
内第5号	第5共同漁業	あゆ	6月1日から 12月31日まで	五ヶ瀬川本流 支流及び派流	五ヶ瀬川本流、支流及び派流。ただし、次の基点内第2号とロを結んだ線から下流の区域、さき島特設築港工事財水門の築港西端と大瀬川右岸特設築港砂田掘削川を除く。 基点内第2号 延岡市昭和町3丁目1730番地の十 貫突端中央部 ロ 基点内第2号から151度16分に見る線が対岸と接した点(延長は滑漕工塙大煙突)	1. 敷設できぬやなは、6統以内とする。	延岡市 (北浦町、 北川町、 は除く。) 西臼杵郡 日之影町 高千穂町 五ヶ瀬町	
		うなぎ おいかわ	1月1日から 12月31日まで			2. 河川の維持管理その他保全部のため、国及び公団の行ふ事業の施工に於いては、これをみない。拒んでならぬ。		
		やまめ	3月1日から 9月30日まで					
		うぐい	5月1日から 2月末日まで					
		もくずがに	7月1日から 11月30日まで					
内第6号	第5共同漁業	あゆ	6月1日から 12月31日まで	五十鈴川本流 及び支流	五十鈴川本流及び支流。ただし、次の基点内第4号とイを結んだ線より下流の区域は除く。 基点内第4号 東臼杵郡門川町尾末1416番地6地先尾末神社裏船留り中州防波堤先端 イ 基点内第4号から142度59分を見とおす線が対岸と接した点(竹島頂上見とおし)	1. 平成元年4月1日付け農林省告示第553号により公示された水域(門川漁港水域)において、船舶の航行泊船の妨げとなる行為をしてはならない。	東臼杵郡 門川町 美郷町北郷 区	
		こい うなぎ	1月1日から 12月31日まで			2. あゆやなは、禁止する。		
		やまめ	3月1日から 9月30日まで			3. 河川の維持管理その他保全部のため、国及び公団の行ふ事業の施工に於いては、これをみない。拒んでならぬ。		
		もくずがに	7月1日から 11月30日まで					
内第6号	第1共同漁業	はまぐり	10月1日から 6月30日まで	塩見川本流 及び支流	塩見川本流及び支流。ただし、日向市塩見川下流の小倉ヶ浜大橋の橋脚上流端の線より下流の区域は除く。	1. 河川の維持管理その他保全部のため、国及び公団の行ふ事業の施工に於いては、これをみない。拒んでならぬ。	日向市 (東郷町、 は除く。)	
		しじみ あさり	1月1日から 12月31日まで					
		こい うなぎ ふな	1月1日から 12月31日まで					
		もくずがに	7月1日から 11月30日まで					

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	関係地区
内第7号	第1種 共同漁業	あおりの しじみ 漁業 "	1月1日から 12月31日まで	耳川本流	耳川本流。ただし、日向市飯谷耳川の耳川大橋の橋脚 下流端の線より下流の第5種共同漁業権の漁場の区域 内とする。	1. 河川の維持管理その他保 全のため、国及び公共団 体の行う事業の施工につ いては、これをみだりに 拒んではならない。	日向市 (真郷町 は除く。)
	第5種 共同漁業	あゆ こいな うな おいかわ おいかさ やまめ もくずがに "	6月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 3月1日から 9月30日まで 7月1日から 11月30日まで	耳川本流 及び支流	耳川本流及び支流。ただし、日向市美々津大橋の橋脚 上流端の線より下流の区域は除く。	1. 敷設できるときは、 2統以内とする。 2. 河川の維持管理その他保 全のため、国及び公共団 体の行う事業の施工につ いては、これをみだりに 拒んではならない。	日向市 東臼杵郡 薩摩村 椎葉村 美郷町西郷 区
内第8号	第5種 共同漁業	あゆ うなぎ やまめ もくずがに "	6月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 3月1日から 9月30日まで 7月1日から 11月30日まで	石並川本流 及び支流	石並川本流及び支流。ただし、日向市美々津石並川下 流の基点内第5号とイを結んだ線より下流の区域は除 く。 基点内第5号 日向市美々津町2764-1号海岸擁壁天 端に設置した線柱 イ 基点内第5号より221度53分に見る線 が対岸と接した点(美々津中学校東端員 とおし)	1. あゆやなは、禁止する。 2. 河川の維持管理その他保 全のため、国及び公共団 体の行う事業の施工につ いては、これをみだりに 拒んではならない。	日向市
内第9号	第5種 共同漁業	あゆ うなぎ やまめ もくずがに "	6月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 3月1日から 9月30日まで 7月1日から 11月30日まで	名貫川本流 及び支流	名貫川本流及び支流。ただし、児湯郡都農町名貫川の 鉄線の橋脚上流端の線より下流の区域は除く。	1. あゆやなは、禁止する。 2. 河川の維持管理その他保 全のため、国及び公共団 体の行う事業の施工につ いては、これをみだりに 拒んではならない。	児湯郡 都農町 川南町



漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	関係地区
内第14号	第1共同漁業	しじみ ごかい しやこ	1月1日から 12月31日まで	大淀川本流	大淀川本流。ただし、宮崎市大淀川の相生橋の橋脚下流端の線より下流の第5種共同漁業権の漁場の区域内とする。	1. 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工にについては、これをみない。拒んではならない。	宮崎市 (佐土原町、 田野町、 高岡町、 消武町、 は除く。)
	第5共同漁業	あゆ こいなぎ ふな おいかわ やまめ うぐい もくずがに	6月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 3月1日から 9月30日まで 5月1日から 2月末日まで 7月1日から 11月30日まで	大淀川本流 及び支流	大淀川本流及び支流。ただし、次の基点内第7号とイを結んだ線から下流の区域は除く。 基点内第7号 宮崎市西洲町1番3(大淀川左岸)に設置した標柱 イ 基点内第7号から190度に見る線が対岸と接した点	1. 敷設できざるあゆやなは、6流以内とする。 2. 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工にについては、これをみない。拒んではならない。	宮崎市 (佐土原町、 消武町、 は除く。) 郡城市 小林市 東諸県郡 綾町 国富町 西諸県郡 高原町 北諸県郡 三股町
内第15号	第5共同漁業	あゆ うなぎ もくずがに	6月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 7月1日から 11月30日まで	清武川本流 及び支流	清武川本流及び支流。ただし、次の基点内第8号とイを結んだ線から下流の区域は除く。 基点内第8号 宮崎市田吉無番地郡司分区分管理塩管防備保安林の中に設置した標柱 イ 基点内第8号より178度に見る線が対岸と接した点	1. あゆやなは、禁止する。 2. 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工にについては、これをみない。拒んではならない。	宮崎市 (佐土原町、 高岡町、 は除く。)
	第1共同漁業	はまぐり あさり しやこ	10月1日から 6月30日まで 1月1日から 12月31日まで	加江田川本流 及び支流	加江田川本流及び支流。ただし、次の基点内第9号とイを結んだ線から下流の区域及び福知川は除く。 基点内第9号 宮崎市大字根野1413番地に設置した標柱 イ 基点内第9号から155度27分に見る線が対岸と接した点	1. あゆやなは、禁止する。 2. 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工にについては、これをみない。拒んではならない。	宮崎市 (佐土原町、 田野町、 高岡町、 消武町、 は除く。) 日南市 北郷町
内第16号	第1共同漁業	あゆ うなぎ もくずがに	6月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 7月1日から 11月30日まで	加江田川本流 及び支流	加江田川本流及び支流。ただし、次の基点内第9号とイを結んだ線から下流の区域及び福知川は除く。 基点内第9号 宮崎市大字根野1413番地に設置した標柱 イ 基点内第9号から155度27分に見る線が対岸と接した点	1. あゆやなは、禁止する。 2. 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工にについては、これをみない。拒んではならない。	宮崎市 (佐土原町、 田野町、 高岡町、 消武町、 は除く。) 日南市 北郷町

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	関係地区
内第17号	第5種共同漁業	あゆ こいなぎ うなぎ ふな おいかわ やまめ	6月1日から 12月31日まで  1月1日から 12月31日まで  3月1日から 9月30日まで	川内川本流 及び支流	川内川本流及び支流。ただし、次の基点内第10号と基点内第11号を結んだ線から上流の川内川本流及び支流の区域内とする。 基点内第10号 えびの市大字亀沢字東重松地先に設置されている国土交通省の距離標杭 基点内第11号 えびの市大字岡松字妙見地先の岩	1. 敷設できるあゆやなは、1統とする。 2. 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。	えびの市
内第18号	第5種共同漁業	あゆ こいなぎ うなぎ やまめ もくずがに	6月1日から 12月31日まで  1月1日から 12月31日まで  3月1日から 9月30日まで  7月1日から 11月30日まで	広渡川本流 及び支流	広渡川本流及び支流。ただし、日南市広渡川下流の広渡大橋の橋脚上流端の線より下流の区域は除く。	1. あゆやなは、禁止する。 2. 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。	日南市 (南郷町は除く。)
内第19号	第5種共同漁業	あゆ うなぎ やまめ もくずがに	6月1日から 12月31日まで  1月1日から 12月31日まで  3月1日から 9月30日まで  7月1日から 11月30日まで	福島川本流 及び支流	福島川本流及び支流。ただし、串間市金谷福島川下流金谷橋の橋脚の上流端の線より下流の区域、善田川下流の今町橋の橋脚の上流端の線より下流の区域及び天神川下流の新兵衛の親岸西端より350度30分の陸岸東端とを結ぶ線より下流の区域は除く。	1. 敷設できるあゆやなは、1統以内とする。 2. 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。	串間市
内第20号	第5種共同漁業	あゆ うなぎ もくずがに	6月1日から 12月31日まで  1月1日から 12月31日まで  7月1日から 11月30日まで	本城川本流 及び支流	本城川本流及び支流	1. あゆやなは、禁止する。 2. 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。	串間市
内第21号	第5種共同漁業	あゆ こいなぎ うなぎ ふな わかさぎ おいかわ	6月1日から 12月31日まで  1月1日から 12月31日まで	御池	御池		都城市 (山田町、 萬城町、 高崎町、 山之口町は除く。) 西諸県郡 高原町



漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	関係地区
内 第 22 号	第 1 種 共同漁業	しじみ ごかい しやこ 漁業 " " "	1月1日から 12月31日まで	八重川	八重川及び津島原沼。ただし、八重川の区域について八重川が太碓川に合流する線から八重川上流の下は八重川橋の橋梁の下流端までとする。	1. 河川の維持管理その他保 全のため、国及び公共団 体の行う事業の施工につ いては、これをみだりに 拒んではならない。	宮崎市 (佐土原町、 田原町、 高岡町、 清武町 は除く。)

# 区画漁業権

漁場番号	漁業種別	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区
内区第1号	第1種 区画漁業	こい小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	児湯郡西米良村大字越野尾 字下相見地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた一ツ瀬川の区域 ア 基点内第101号から173度11分、113メートルの点 イ 基点内第101号から234度48分、61メートルの点 ウ 基点内第101号から230度58分、461メートルの点 エ 基点内第101号から218度43分、471メートルの点 基点内第101号の位置は次のとおり 基点内第101号 児湯郡西米良村大字越野尾字下相見九州電力株式会社探検測定線No. 8	児湯郡 西米良村 大字越野尾
内区第2号	第1種 区画漁業	こい小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	西都市大字中尾字戸崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた銀鏡川の区域 ア 基点内第102号から24度、130メートルの点 イ 基点内第102号から90度、50メートルの点 ウ 基点内第103号から210度、100メートルの点 エ 基点内第103号から302度、60メートルの点 基点内第102号及び基点内第103号の位置は次のとおり 基点内第102号 西都市大字中尾字戸崎150のイ九州電力株式会社境界柱354 基点内第103号 西都市大字中尾字戸崎151の1九州電力株式会社電柱9697 331	西都市 大字銀鏡 大字八重 大字中尾
内区第3号	第1種 区画漁業	こい小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	西都市大字中尾字小崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた銀鏡川の区域 ア 基点内第104号から55度13分、173メートルの点 イ 基点内第104号から75度57分、148メートルの点 ウ 基点内第104号から82度32分、329メートルの点 エ 基点内第104号から72度2分、341メートルの点 基点内第104号の位置は次のとおり 基点内第104号 西都市大字中尾字小崎九州電力株式会社探検測定線No. 3	西都市 大字銀鏡 大字八重 大字中尾
内区第4号	第1種 区画漁業	こい小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	西都市大字中尾字戸崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた銀鏡川の区域 ア 基点内第105号から179度22分、137メートルの点 イ 基点内第106号から94度18分、93メートルの点 ウ 基点内第106号から153度56分、266メートルの点 エ 基点内第105号から193度27分、336メートルの点 基点内第105号及び基点内第106号の位置は次のとおり 基点内第105号 西都市大字中尾字戸崎九州電力株式会社電柱9697 851 基点内第106号 西都市大字八重字長藪九州電力株式会社探検測定線No. 1	西都市 大字銀鏡 大字八重 大字中尾

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区
内区第5号	第1種 区画漁業	こい小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	西都市大字中尾宇戸崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた銀鏡川の区域 ア 基点内第107号から28度36分、267メートルの点 イ 基点内第107号から14度5分、245メートルの点 ウ 基点内第107号から71度24分、124メートルの点 エ 基点内第107号から78度41分、187メートルの点 基点内第107号の位置は次のとおり 基点内第107号 西都市大字八重字長藪 九州電力株式会社深淺測定線No. 0	西都市 大字銀鏡 大字八重 大字中尾
内区第6号	第1種 区画漁業	こい小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	児湯郡西米良村大字越野尾 字下相見地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた一ツ瀬川の区域 ア 基点内第101号から343度37分、244メートルの点 イ 基点内第101号から344度7分、49メートルの点 ウ 基点内第101号から43度46分、64メートルの点 エ 基点内第101号から357度58分、234メートルの点 基点内第101号の位置は次のとおり 基点内第101号 児湯郡西米良村大字越野尾字下相見 九州電力株式会社深淺測定線No. 8	児湯郡 西米良村 大字越野尾
内区第7号	第1種 区画漁業	こい小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	西都市大字中尾宇戸崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた銀鏡川の区域 ア 基点内第101号から87度44分、202メートルの点 イ 基点内第101号から157度7分、252メートルの点 ウ 基点内第101号から139度38分、301メートルの点 エ 基点内第101号から92度3分、259メートルの点 基点内第101号の位置は次のとおり 基点内第101号 児湯郡西米良村大字越野尾字下相見 九州電力株式会社深淺測定線No. 8	西都市 大字銀鏡 大字八重 大字中尾
内区第8号	第1種 区画漁業	こい小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	児湯郡西米良村大字越野尾 字下相見地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた一ツ瀬川の区域 ア 基点内第P6号から33度25分、171メートルの点 イ 基点内第P6号から49度7分、126メートルの点 ウ 基点内第P5号から183度17分、124メートルの点 エ 基点内第P5号から187度35分、64メートルの点 基点内第P5号及び基点内第P6号の位置は次のとおり 基点内第P5号 児湯郡西米良村大字越野尾字下相見75 -12の 標銀 世界測地系 北緯32度12分 20.4544秒 東経131度16分 24.7330秒 基点内第P6号 児湯郡西米良村大字越野尾字下相見74 -12の 標杭 世界測地系 北緯32度12分 13.0245秒 東経131度16分 11.0851秒	児湯郡 西米良村 大字越野尾